一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字合ノ坂三五の三、三五の四、三五の六、四九の一、四九の二、菱野字合ノ坂一六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
須川字合ノ坂三五の三・三五の四・三五の六・四九の一・四九の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、菱野字合ノ坂一六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字浦向一〇六六
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年六月三十日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字須々万奥字緑山一一一四三の一、一一一四三の九、一一一四三の一〇、一一一四三の二五、字箒川尻一二九二〇から一二九二二まで、字江良田一二九二六、一二九二七、一二九三一の一、一二九三一の二、字尻高一二九三三から一二九三五まで、一二九三七、一二九三八
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字須々万奥字緑山一一一四三の一、一一一四三の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第五十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の一部を次のように改正し、令和七年七月一日から適用する。

令和七年六月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

表の指定の期間の欄中「令和七年六月三十日」を「令和七年九月三十日」に改める。

○国土交通省告示第四百八十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　山陽自動車道吹田山口線
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡山市北区今岡七五〇番から同市北区今岡八三五番一まで	前	最大 二二二	一二七
		最小 七一	
	後	最大 三三〇	
		最小 七一	

○国土交通省告示第四百八十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　山陽自動車道　岡山市北区今岡七五〇番から同市北区今岡八三五番一まで
供用開始の区間　供用開始の期日　令和七年七月一日六時

○国土交通省告示第四百九十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線
供用の区間　熊本市北区改寄町字塚ノ本一五六三番二から同市北区改寄町字沖野一一六七番二まで
供用開始の期日　令和七年七月一日〇時

○関東地方整備局告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月三十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画河川事業第五号石神井川
三　事業施行期間　自令和七年六月三十日至令和十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都練馬区関町北二丁目、関町北三丁目及び関町北四丁目地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月三十日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十二号